



品 監 発 第 32 号
平成 27 年 3 月 18 日

品川区長
品川区議会議員
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 三 浦 茂
同 井 上 奇 信
同 本 多 健 信
同 石 田 しんご

平成 26 年度後期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について下記のとおり報告する。

記

第 1 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 26 年 9 月 25 日から平成 27 年 2 月 27 日まで

2 対象部署（対象期間：平成 25 年度、平成 26 年度（監査実施日まで））

（1）地域振興事業部地域活動課

・地域センター4 箇所（荏原第二、荏原第四、荏原第五、八潮）

（2）地域振興事業部文化スポーツ振興課

・文化センター1 箇所（東品川）

（3）地域振興事業部戸籍住民課

・なぎさ会館

（4）子ども未来事業部子育て支援課

・児童センター3 箇所（水神、滝王子、八潮）

・すまいるスクール 9 箇所（御殿山、城南第二、第一日野、山中、台場、豊葉の杜学園、後地、戸越、上神明）

（5）子ども未来事業部保育課

・幼保一体施設 1 箇所（平塚すこやか園（荏原西第二保育園、平塚幼稚園））

・幼稚園 1 箇所（八潮わかば）

（6）品川区清掃事務所

・荏原庁舎

（7）教育委員会

・小中一貫校 1 校（豊葉の杜学園）

・小学校 8 校（御殿山、城南第二、第一日野、山中、台場）

- ・中学校 2 校
後地、戸越、上神明)
(鈴ヶ森、荏原第五)

3 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- (7) 従前の指摘事項が是正されているか。

4 監査内容

主な監査内容は次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成 20 年 1 月 28 日。会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成 20 年 4 月 1 日。区民生活事業部長決定。改正平成 25 年 4 月 1 日。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、「取扱い要領」に則り、預金や現金、各種委託料および補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、なぎさ会館、荏原庁舎については、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設、幼稚園については、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、所管課ごとに作成されている私費等の管理手引書に則り現金が適切に管理されているかを確認する。
- (4) 小中学校において、教育委員会は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

第 2 定期監査（所管別監査）の結果

《地域振興事業部地域活動課》

1 地域センターが取扱う預金や現金について

- (1) 地域センターが「地域事務」に関して取扱う預金や現金等については、「取扱い要領」に則り管理することとなっているが、次のとおり不適切な事例がある。今後、適切な事務処理に努められたい。
 - ① 金銭出納帳の作成を行っていない、金銭の出納にあたり作成することとなっている収入書および支出書を作成していない、概ね 3 か月ごとに行うこととなっている会計検査を実施していない。 (荏原第二地域センター)
 - ② 現金については開設した口座に預金することとなっているが、口座を開設せず現金で保管している。 (荏原第五地域センター)

《地域振興事業部文化スポーツ振興課》

指摘すべき事項は認められない。

(東品川文化センター)

《地域振興事業部戸籍住民課》

指摘すべき事項は認められない。

(なぎさ会館)

《子ども未来事業部子育て支援課》

1 私費の管理について

- (1) 児童センターの私費会計処理については、「児童センターにおける私費会計処理について」(平成 25 年 3 月 26 日子育て支援課)に則り会計処理を行うこととなっているが、帳簿の作成や返金処理など不適切な事例がある。今後、適切な事務処理に努められたい。(水神、滝王子、八潮の各児童センター)

《子ども未来事業部保育課》

指摘すべき事項は認められない。

(平塚すこやか園(荏原西第二保育園、平塚幼稚園)、八潮わかば幼稚園)

《品川区清掃事務所》

指摘すべき事項は認められない。

(荏原庁舎)

《教育委員会》

1 給与事務について

- (1) 学校職員に支給される各種手当について、事実関係の未確認あるいは事務処理の失念により次のとおり追給あるいは返納が生じている。今後、適切な事務処理に努められたい。

①既に支給されている通勤手当について、平成 26 年 6 月 1 日の運賃改定により 10 月から支給金額を変更すべきところ 12 月に追給している。

(御殿山小学校)

②既に支給されている住居、通勤、児童、教員特殊業務の各手当について、平成 26 年 11 月に追給あるいは返納している。

(戸越小学校)

③既に支給されている住居手当について、平成 26 年 7 月から支給金額を変更すべきところ 10 月、11 月に返納している。

(豊葉の杜学園)

④平成 23 年 6 月から支給されている扶養手当について、平成 26 年 3 月に返納している。

(山中小学校)

2 契約事務について

- (1) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば、「1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上から見積書を徴すること」とされているが、次

のとおり特に合理的な理由が付されず1者の見積書により契約が締結されている。今後、当該通知に則り契約事務の適切な執行に努められたい。

①平成26年1月7日付「塩化カルシウム 113,400円」の物品購買契約

(戸越小学校)

(2) 物品購買、工事請負等の契約決定について、校長による決定が行われる前に物品の納入や工事の完了検査が終了している。今後、適切な事務処理に努められたい。

(御殿山、城南第二、後地の各小学校、鈴ヶ森中学校)

(3) 近接した時期に同一内容の工事を同一業者と分割して契約している。計画的に一括契約を行うなど事務の効率化と一層の経費節減に努められたい。

①平成26年1月10日付「男子便所小便フラッシュバルブ取付工事」178,500円、同3月5日付「プール側女子トイレフラッシュバルブ取付工事」346,500円の工事請負契約。

(山中小学校、庶務課)

(4) ロッカー・戸棚の転倒、書棚のガラス戸飛散、グランドピアノの移動等の防止を目的とする工事請負契約(平成24~26年度防止対策計画期間の内25年度分)について、各々の備品購入時に備品購入契約の一環として必要な対策を講ずることの可能性を検討することもなく、学校ごとに個別の工事請負契約(随意契約)として処理している。適切な業務執行のあり方について検討されたい。

(庶務課)

3 商品券の配付について

(1) 「まちの人々に学ぶ授業」の謝礼(商品券)について、配付基準を超えて配付している。授業の内容、時間等を考慮した配付内容となるよう配付基準について再検討されたい。

(城南第二小学校、指導課)

第3 工事監査の実施

1 実施期間

平成26年9月25日から平成27年2月27日まで

2 対象工事

御殿山小学校改築工事

3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項については公益社団法人日本技術士会に調査を依頼した。

第4 工事監査の結果

1 監査対象の概要

計画場所：品川区北品川5-2-6

経緯：既存校舎の老朽化に伴う耐震化と地区計画道路拡幅工事に対応して、全面的な校舎の改築を行うこととした。

工事概要：主要用途：小学校

構造種別：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

規模：地上5階、地下1階

敷地面積：8,180.26 m²

建築面積：3,127.88 m²

延床面積：9,054.72 m²

工事経費：別表1のとおり

<別表 1 >

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	工 期
委託	基本設計等業務委託	59,850,000	H23.8.5～H24.3.30
	解体工事実施設計その他業務委託	6,561,488	H24.2.1～同.3.30
	実施設計業務委託	82,498,500	H24.4.25～H25.1.31
	落石防護柵設置その他工事・擁壁改修その他 工事監理業務委託	7,837,200	H25.1.7～同.8.30
	土壌汚染調査業務委託	12,500,250	H25.2.12～同.3.29
	改築工事監理等業務委託	49,350,000	H25.7.19～H27.2.20
工事	落石防護柵設置その他工事	65,520,000	H24.12.4～H25.3.29
	落石防護柵設置その他電気設備工事	8,191,500	同
	落石防護柵設置その他機械設備工事	5,460,000	同
	擁壁改修その他工事	165,984,000	H24.12.11～H25.8.30
	擁壁改修その他電気設備工事	5,700,000	同
	擁壁改修その他機械設備工事	2,625,000	同
	改築工事	2,058,547,500	H25.7.12～H27.2.20
	電気設備工事	381,995,400	同
	空気調和設備工事	437,283,600	同
	給排水衛生設備工事	207,279,600	同
	地中障害物撤去その他工事	46,710,000	H26.5.14～H27.1.30
合 計	3,603,894,038		

(注) 委託・工事とも最終契約金額である。

2 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

とくに本工事は、立地環境上の制約も多く、汚染土壌の処理といった課題も抱えていたが、改築にあたって4つの基本方針を掲げ、その実現に向け様々な工夫をこらし的確に対応したことは高く評価できる。具体的には次のとおりである。

基本方針1「御殿山裾の地形を活かし、緑に包まれた快適な学習環境」

緑に包まれた校舎と自然採光、自然通風の確保など。

基本方針2「生活しやすい教室配置による学習意欲を高める空間」

学齢ごとに異なる学習形態を踏まえた教室の配置、学年単位の学校生活に対応した空間の確保、各教科の授業展開を考慮した特別教室の配置など。

基本方針3「安全・安心な学校、地域防災拠点としての学校」

児童の登下校や学校生活が見渡せるスタッフ室の配置、災害時の避難所機能の確保（マンホール便槽・防災倉庫・防災発電機・ろ過機の設置、大型車両の進入路の確保等）、落石防護柵と擁壁の強化、消火用水の確保など。

基本方針4「環境を考慮した学校（エコスクール）」

環境負荷の低減や自然との共生に配慮するとともに、児童、地域住民の環境教育に資する施設整備（省エネルギーのエレベーター・ポンプ・ファン、屋上・壁面緑化、太陽光・風力による発電設備、雨水の中水利用等）、メンテナンスを

重視した設備の導入など。

以上、御殿山小学校の改築工事に関する所見を述べたが、本小学校の今後の適切な管理運営に向けて留意すべき点を挙げる。

(1) 改築の基本方針を具体化するために導入された設備機器等の役割が継続して的確に果たされるよう、その機能や取扱い方について、学校関係者はもとより児童の理解も深める努力をされたい。

(2) 本小学校の改築にあたっては、「エコスクール」の認定を受けているほか、環境配慮の自己評価ツールとして「FAST（学校施設のCO₂削減設計検討ツール。国立教育政策研究所文教施設研究センター）」が採用されているが、第三者機関による認証が可能な「CASBEE（建築環境総合性能評価システム。（一財）建築環境・省エネルギー機構）」の採用の適否についても研究されたい。